2016年1月25日

北海道教育委員会

　教育長　柴　田　達　夫　様

北海道高等学校教職員組合連合会

中央執行委員長　國　田　昌　男

　「校内におけるクリアファイルの配布等について（通知）」の送付と質問に対する回答をうけ、あらためて高教組との協議を申し入れることを求める

昨年12月9日、「クリアファイル調査」の結果が道教委により報告された。調査結果は「法令違反はなし」であり、この調査自体が不当極まりないものであることがあらためて明らかになった。にもかかわらず、道教委は１２月２８日付で「校内におけるクリアファイルの配布等について」とする通知をわれわれに送付してきた。

この「通知」に関しては、道議会で「高教組への申し入れ（口頭）」が示され

たときから、われわれは一方的な「申し入れ」を受けなければならない理由はないが、対等な議論を行うならばいつでも応じる用意があることを道教委に返答してきた。しかし、道教委はその議論のやりとりを拒否して一方的な「通知」をしてきたものである。道教委が「教育の政治的中立性の確保」を図りたいとのことであれば、調査結果に関して一方的な「通知」とするのではなく、組合に協議を求める姿勢を示すことが必要ではないか。

また、われわれは「通知」が届いた年明けに直ちに道教委に質問を送り、1月22日にその回答が届いた。しかしその内容は議会答弁の切り貼りであり、まったくかみ合わない一方的な説明の繰り返しばかりでまったく回答になっていない。

「通知」では、われわれが作成したクリアファイルが「学校において確認されたことは遺憾」などとしているが、そもそも「クリアファイルが職員室の職員の机上に置かれていたなど」があったとしても、それを含めて「法令等に違反するもの」は無かったにもかかわらず「児童生徒や保護者の目に触れ、誤解されるおそれ」があり、それを「招くことのないよう」にしろというのは理解のしようがない。「違反ではないが止めてほしい」とのことならば、法治行政の責任者として、「おそれ」の具体的な内容や判断基準を示す責任がある（明確性の原則）。そうでなければ、教職員は一方的な「おそれ」の判定の下に所持品まで制限されることになる。さらに、「仮に校内で確認されたクリアファイルが高教組が配ったものであるとするならば・・・学校において確認されたことは遺憾なことです」としているが、これは、組合がクリアファイルを組合員に配布した活動自体が、「誤解されるおそれ」があるとしたものであり、組合活動（団結権）の自由に対するあからさまな介入に他ならない。

そして重大なことは、質問への「回答」でこの調査を正当化する回答がくりかえし行われていることである。法令違反の事実がないにもかかわらず、その「おそれ」で調査をかけることに何ら問題意識のない回答は容認できるものではなく、学校現場に混乱と自由な教育活動への萎縮を招いたことに対しての責任と反省の文言こそ必要である。このような調査が2度と繰り返されることがあってはならない。

以上のことから、道教委に対し「通知」の撤回とあらためてわれわれとの協議を申し入れることを求める。

以　　上